

結婚生活の破綻などを理由に親が出産を出さず、「無戸籍」になってしまった人たちの救済のため、明石市は10月から、無戸籍者を対象にした相談窓口を設置する方針を決めた。全国の自治体でも珍しい取り組み。市内には数人の無戸籍者が在住しているとみられ、市は「全国には無戸籍であるために、教育を受けられなかった人もいる。将来は、教育や就労などトータルな支援につなげたい」としている。

(中谷圭佑)

民法772条は「離婚後

300日以内に生まれた子は前夫の子と推定する」と定めているため、前夫の子として扱われるのを避けて出生届を出さない母親は後を絶たず、法務省は7月、初めての全国実態調査を開始した。明石市内には市が把握しているだけでも数人の無戸籍者がいるという。

相談は市民相談室で受け付け、面談を希望する人には民間団体「民法772条による無戸籍児家族の会」による無料相談を実施。法的な手続きが必要な場合は、市役所内に設置されている法テラス(日本司法支援センター)兵庫の窓口を通じて、無戸籍問題に詳しい弁護士を紹介する。また、

「無戸籍」救済 明石市が窓口

「民法772条による無戸籍児家族の会」の井戸正枝代表に、明石市の取り組みへの評価を聞いた。

相談窓口設置は無戸籍の人たちへの理解を深めるための第一歩だと思います。無戸籍者の多くは、行政サービスを受けるための要件を満たすことができず、困っています。行政サービスを受けるには様々な証明が必要になりますが、「母親が出産した病院が産院になっている」などの理由で、客観的な証明をできずに諦める人も多い。さらに、戸籍がないことへの差別や偏見も根強く、自ら名乗り出る勇気がない人もいます。

行政が設置する相談窓口があれば、費用を気にしなくとも、相談しやすくなる。明石の取り組みが、モデルとなって、全国に広がってほしいものです。

全国モデルに 無戸籍児家族の会・井戸正枝代表

無戸籍に対する無理解や誤解を解消するため、戸籍や福祉、保育などを担当する職員を対象にした研修会を開催。たとえ無戸籍の場合でも、受けられる行政サービスなどについて解説する。泉房穂市長は「戸籍がないことで、様々なことを諦めたり、誤解している人も多いため、自治体としてできる限りの支援をしたい」と話している。

教育・就労など サポート目指す

無戸籍 民法772条の規定が障害となって生じる場合が多い。特例措置で救済される場合を除き、パスポートの発行や婚姻届の受理がされないなどの不利益がある。戸籍を取得するために、父子関係の無効確認を求めるか、実の父親に認知を求めるなどの裁判手続きが必要になる人も多く、弁護士費用の負担も問題になっている。